

答 申

諮問第165号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年6月10日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求の一部について対象公文書を特定できなかつたため、補正通知を4回送付し、異議申立人の4回目の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月3日付け海建管第06110001号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年8月6日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関の行った非開示決定理由の「作成又は取得していないため」は、当該文書の経緯又は文書作成環境上矛盾するため、直ちに非開示決定を取り消すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書提出準備書類等、意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、補正通知を繰り返し、4回目の補正では、最初の開示請求書と同じ内容で開示請求をしたにも関わらず、今回は補正を求めず、「作成又は取得していない」と非開示決定を行ったが、この決定は現実と矛盾する。
- (2) 本件開示請求の対象公文書は、諮問第57号の際と同じであり、「平成20年11月26日異議申立人が目視した対象公文書」が存在しないという記載が事実ならば、重大な事態を招くことになる。本件開示請求の対象公文書について、実施機関は、「作成又は取得していない」と主張するが、現に和歌山地方法務局(以下「法務局」という。)にも和歌山財務事務所(以下「財務事務所」という。)にも保管されていることと矛盾する。諮問第57号答申の結論に至る審査会の判断は、和歌山県が作成又は取得したことを前提に、法務局又は財務事務所に提出されており、「その根拠となる決裁文書は何処で管理しているか」について審査している。同公文書と同じ公文書が「作成又は取得していない」為の非開示決定にはできないはずである。
- (3) 本件開示請求で請求した文書は、平成20年11月26日に自分が目視した、平成13年1月18日起案海建第7110号(以下「海建第7110号」という。)に添付されていた「裁判記録(謄本)、同意書のもらえない理由書、〇〇〇と〇〇〇を目鏡でくくり、〇〇〇〇が2筆の所有者とした土地所在図」である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、補充説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に至る経緯について

実施機関は、本件開示請求の対象公文書を特定するため、補正通知を3回送付し、異議申立人からその都度補正が行われたが、記載された内容では公文書を特定することが困難であったため、平成27年7月13日付けで4回目の補正通知を送付した。平成27年7月15日に異議申立人から電話があり、請求内容を確認したところ、「裁判記録書等を添付した海建第7110号」との回答があり、平成27年7月16日付けで異議申立人から4度目の補正があった。

2 本件処分について

本件開示請求は、平成20年11月26日に異議申立人が目視した対象公文書を開示せよとの請求であり、対象公文書は、異議申立人が平成27年6月10日付け公文書開示請求から補正を含め一貫して「海建第7110号に添付された」と主張しているが、実施機関で保存している海建第7110号には異議申立人のいう「平成20年11月26日異議申立人が目視した対象公文書」は存在しない。

実施機関は、本件開示請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)を「平成20年11月26日に〇〇・〇〇(以下「異議申立人ら」という。)で目視した〇〇〇〇作成裁判記録(謄本)、同意書のもらえない理由書(以下「理由書」という。)、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡でくくり、〇〇〇〇が2筆の所有者とした土地所在図(以下「眼鏡でくくった土地所在図」という。)」と特定したが、実施機関において作成又は取得していないことから、非開示決定を行った。

なお、本件開示請求に対する非開示決定の理由については、当審査会の求めにより理由説明書を提出したが、異議申立人から更に詳細な説明を求められたため、当審査会へ補充説明書の提出を行った。

3 諮問第57号に係る非開示決定と本件処分の非開示決定理由の違いについて

諮問第57号に係る開示請求の内容は「公図に係る別紙文書の

原本又は控えと当文書を綴じたファイル」であり、実施機関が当初特定した公文書は、平成12年度において、法務局に和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正の申出を行うため県（海草振興局建設部用地課）が和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託して作成した書類（以下「法務局提出文書」という。）である。諮問第57号における対象公文書は、海建第7110号ではなく、法務局提出文書と判断した。この法務局提出文書には、裁判記録及び理由書を添付しており、正本及び副本を法務局に提出した。海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）に副本が戻り、和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への支出を根拠付けるための書類として保存していたが、5年の保存期間が経過して廃棄しているため、「保存期間経過による廃棄のため」との理由で非開示とした。

本件対象公文書は、前記2に記載のとおりであり、異議申立人は、本件対象公文書が海建第7110号に添付されていたと主張しているが、海建第7110号には添付されていないことから、「作成又は取得していない」との理由により非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象公文書に関して、海建第7110号に添

付された裁判記録、理由書及び眼鏡でくくった土地所在図と特定し、作成又は取得していないため、非開示決定を行った旨主張する。また、法務局提出文書には裁判記録及び理由書は添付されており、副本は用地課に戻ってきて、5年間の保存期間経過により廃棄した旨説明する。

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、本件対象公文書は、異議申立人の主張からも、「平成20年11月26日に異議申立人らで目視した海建第7110号に添付された裁判記録、理由書及び眼鏡でくくった土地所在図」と見ることが相当である。

そして、平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申において、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見ることが相当であると示されている。この点からすると、実施機関の保有する海建第7110号に裁判記録、理由書及び眼鏡でくくった土地所在図が綴られていないため、「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った、本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年9月9日	○諮問（実施機関）
平成27年10月23日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年11月2日	○異議申立人から意見書提出準備書類を受理
平成27年12月18日	○異議申立人から文書を受理
平成27年12月22日	○異議申立人から文書を受理
平成28年2月1日	○審議
平成28年2月15日	○異議申立人から意見書を受理
平成28年2月17日	○審議
平成28年2月19日	○実施機関からの補充説明書を受理
平成28年3月1日	○審議
平成28年3月8日	○異議申立人から文書を受理
平成28年3月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年4月26日	○審議
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成28年6月7日	○審議

平成28年6月27日

○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年6月10日 (補正4回目 平成27年7月16日)	補正を求める手法で非開示に持ち込もうとするのはひきょうである。求める文書は平成20年11月26日に〇〇・〇〇で目視した〇〇〇作成裁判記録(謄本)同意書のもらえない理由書、〇〇〇と〇〇〇〇を目鏡でくくり、〇〇〇〇が2筆の所有者とした土地所在図のみ、〇〇〇〇がどこかへカクシタ可能性あり、目視したのは全て原本であり朱肉印カラー。補正請求前に〇〇らを告発すべきでないか。